附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行し、同日以後に終了する事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について適用する。

（ガス事業部門別収支計算規則の廃止）

第二条　ガス事業部門別収支計算規則（平成十六年経済産業省令第七十七号）は、廃止する。

（旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る経過措置）

第三条　旧一般ガスみなしガス小売事業者（第二条に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。）は、この省令の施行の日（附則第四条第一項において「施行日」という。）の前日までに終了する直近の事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について、前条の規定による廃止前のガス事業部門別収支計算規則（以下単に「ガス事業部門別収支計算規則」という。）の規定の例により、収益及び費用について整理し、公認会計士又は監査法人による証明書を取得し、当該業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を経済産業大臣（経過措置政令第五条に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者については、その指定旧供給区域等を管轄する経済産業局長。次項において同じ。）に提出しなければならない。

2　経済産業大臣は、前項の規定による業務の区分ごとの収支の整理について、ガス事業部門別収支計算規則の規定の例により、旧一般ガスみなしガス小売事業者の実情に応じた方法並びに大口需要部門に当期純損失が生じた旧一般ガスみなしガス小売事業者名及び当該純損失額を公表しなければならない。

（旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る経過措置）

第四条　旧簡易ガスみなしガス小売事業者（第六条に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。）は、施行日の前日までに終了する直近の事業年度に係る業務の区分ごとの収支の整理について、ガス事業部門別収支計算規則の規定の例により、収益及び費用について整理し、当該業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類をその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

2　前項の経済産業局長は、前項の規定による業務の区分ごとの収支の整理について、ガス事業部門別収支計算規則の規定の例により、旧簡易ガスみなしガス小売事業者の実情に応じた方法並びに特定ガス大口需要部門に当期純損失が生じた旧簡易ガスみなしガス小売事業者名及び当該純損失額を公表しなければならない。

○経済産業省令第二十二号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十八条第一項、第二項、第五項及び第八項並びに第七十六条第一項及び第二項の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の全部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

ガス事業託送供給約款料金算定規則の全部を改正する省令

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成十六年経済産業省令第十七号）の全部を次のように改正する。

ガス事業託送供給約款料金算定規則

目次

第一章　用語の意義（第一条）
第二章　一般ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定
　第一節　認可料金の算定（第二条―第十六条）
　第二節　届出料金の算定（第十七条―第二十一条）
　第三節　雑則（第二十二条―第二十四条）
第三章　特定ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定
　第一節　届出料金の算定（第二十五条―第三十八条）
　第二節　雑則（第三十九条―第四十条）
附則

第一章　用語の意義

第一条　この省令において使用する用語は、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号。以下「法」という。）、ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号。以下「施行規則」という。）、ガス事業会計規則（昭和二十九年通商産業省令第十五号。）及びガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号。以下「託送収支規則」という。）において使用する用語の例による。

第二章　一般ガス導管事業者の託送供給約款料金の算定

第一節　認可料金の算定

（原価等の算定）

第二条　法第四十八条第一項の規定により定めようとする、又は同条第二項の規定により変更しようとする託送供給約款で設定する料金（以下「託送供給約款認可料金」という。）を算定しようとする一般ガス導管事業者（以下単に「一般ガス導管事業者」という。）は、当該一般ガス導管事業者の事業年度の開始の日又はその日から六月を経過する日を始期とする三年間（変更しようとする託送供給約款で設定する料金を算定しようとする一般ガス導管事業者にあっては一年間を単位とする一年以上の期間）を将来の合理的な期間（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「原価算定期間」という。）として定め、当該原価算定期間において一般ガス導管事業等（一般ガス導管事業（最終保障供給を行う事業を除く。）及び法第五十五条第一項に規定する特定ガス導管事業をいう。以下同じ。）を運営するに当たって必要であると見込まれる原価に利潤を加えて得た額（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「原価等」という。）を算定しなければならない。

2　前項の原価等は、第四条の規定により算定される営業費の額、第五条の規定により算定される営業費以外の項目の額及び第六条の規定により算定される事業報酬の額の合計額から第七条の規定により算定される控除項目の額を控除して得た額とする。

（一般ガス導管事業等の需要想定）

第三条　一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業等に関連するガス需要計画及び設備投資計画を供給計画（法第五十六条第一項の規定に基づき届け出た供給計画をいう。別表第一において同じ。）、需要想定及び事業環境の将来の見込みに基づき策定し、様式第一第一表及び第二表に整理しなければならない。

（一般ガス導管事業等の営業費の算定）

第四条　一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業等の営業費として、別表第一第一表（1）に掲げる項目ごとに、同表（1）に掲げる算定方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表に整理しなければならない。

（一般ガス導管事業等の営業費以外の項目の算定）

第五条　一般ガス導管事業者は、一般ガス導管事業等の営業費以外の項目として、別表第一第一表（2）に掲げる項目ごとに、同表（2）に掲げる算定方法により算定される額を、様式第二第一表及び第二表に整理しなければならない。

（一般ガス導管事業等の事業報酬の算定）

第六条　一般ガス導管事業者（新設事業者（法第四十八条第一項の規定により託送供給約款を定めようとする事業者をいう。以下同じ。）又は地方公共団体である事業者を除く。）は、一般ガス導管事業等の事業報酬として、レートベースに事業報酬率を乗じて得た額（以下この章、別表第一から別表第四まで及び様式第一から様式第十一までにおいて「事業報酬額」という。）を算定し、様式第三第一表及び第二表に整理しなければならない。